

月例総会議事録

1 招集日時 令和3年4月19日(月)

2 開会日時及び場所

令和3年4月19日(月) 午後1時45分

防府市役所1号館3階 南北会議室

3 閉会日時 令和3年4月19日(月) 午後3時10分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)山縣 洋 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(1番)池田 静枝

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	富永 大志郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第24号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第26号 農地法施行規則該当転用届について

報告第27号 現況証明書の発行について

報告第28号 賃借情報

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4 番 山縣 洋委員

5 番 木原 伸二委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和3年度第1回目となります、4月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会の欠席の御連絡がありました委員は、1番、池田委員の1名でございます。

出席委員さんの過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただき、引き続き、議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。今、御挨拶がありましたように、今回の人事異動で農業委員会としましては、6名中4名の異動ということになりました。これの内示を受けたときには、私もちょっと一言、二言文句を言わないと気が済まないのも、人事課のほうにもいろいろ文句を言ったんですけども、当然、受け入れられるべきもなく、こういう形になりました。

後で発表を見ますと、今回の人事異動では、防府市役所の中で半数以上の異動があったということですので、全庁的な問題ですので致し方ないかなという思いでおります。

これから先、この体制でみんなで力を合わせてやっていかなくちゃいけませんので、どうぞ皆さん方の御協力よろしくお願いいたします。

さて、新しい年度を迎えまして、皆さん方にはこれまでどおり御協力をお願いすることになります。特に本年度におきましては、昨年来から少し動き始めております農地の非農地化、これを証明する判断していくという仕事をしていただかなくてはなりません。この1年間、それがメインになるのかというふうに考えております。

本日は、この月例総会が終わった後に両委員会ごとに分かれていただいて、今後のスケジュールを検討していただきたいというふうに思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、議案のほうに入ります。議案審議に入ります。

本日の議事録署名委員さんは、4番の山縣委員さん、5番の木原伸二委員さんをお願いします。
どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案審議のほうに入らせていただきます。

議案第18号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからでございます。

それでは、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてですが、4件ございます。
いずれも所有権の移転です。

目的は、耕作規模拡大3件、新規就農1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。

議案第18号の1は、所有権移転の申請です。

現地は、お手元資料の1ページのとお

り、-----がございま

す。-----です。そ

の-----、-----というのがあります。そこを今度ちょっとし

まして、-----いくと-----というのがありますが、現地は、-----にありま

す。

現地確認及び譲渡人への聞き取りを4月13日、譲受人への聞き取りを4月14日に行いました
ので、その結果を報告いたします。

譲渡人の-----は、その農地は自宅からちょっと、-----ですからちょっと距離が
あり、今は、-----に耕作してもらっておられるということで、農機具も処分しておるので譲
り渡すということでした。

それから、譲受人の-----は、規模拡大するとのことで、双方合意の上での譲渡です。ただ、現
在、この土地は-----という方が-----の所有地を耕作しておられますが、-----も了解
しておられます。

そして、この区域は、圃場整備の区域内にあって、-----の話では、もう、あと1、2年後には工
事に着手される予定で、現在地での耕作を、それまでは、今の共同耕作するとのことでした。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率要件について、2ページ目の農機具の所有、保有状況ですが、田植え

機、トラクター、コンバインなどの農機具保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、該当しないと判断します。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断しました。

第5号の下限面積は満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡による取得で転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、周辺の水田に悪影響はなく、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 すみません、ちょっと。12番、――です。圃場整備されるまで、その――が作られるんですか。その後、集落営農みたいところが作るということでよろしいですか。

○11番 はい、そうなんです、これちょっと変則なんですけれども、この――がここを取得されて、今、仮換地の指定が行われると、――は、ここの土地じゃない別のところを換地で得られる形に最終的にはなるんです。

だから、もう一回、第三者といいますか別の方の所有にそこがほかの土地とひつついてなるような形です。だから、非常に私も、これ、こういうケース初めてなんで迷ったんですけど、最終的には法人経営になるそうですから、全体的には法人がその地域をやっていくから、――の土地も、今、取得された土地も法人経営になっていくということです。

だから、換地の関係でこれを取得されるというような形です。

○藤井会長 これは、でも、来年度ぐらい圃場整備に入るということは、――が二耕作はまずできないということですよね。だから、二耕作されないことがはっきりされておる土地を購入されるとい、簡単に言えばそういうことになるわけですよね。

○11番 そうなんです。ですから、これ、話をお聞きしまして、非常にどういうケースかなと、よそでそういう事例があれば、今、土地改良の――という方がおられるんですけど、その方にも聞きにいったんです。換地がここになるのに、本当はそこは、今、別の第三者といいますか、――という方が耕作しておられるんですけど、それは引き続き、工事が来るまで1、2年は耕作するけど、最終的には、そこはまた別の方の法人経営になる。変則です、非常に。

農業機械も牟礼のほうに、牟礼のところを耕作しておられるらしいんですけど、持ってきてやる

という、共同でやるというようなことも言っておられましたが、それは———のとの関係で、どういうふうにされるかというのは。

○藤井会長 これは、大道ではこねなケースはなかったですか。ない。

○14番 済んでからはありましたけど。———。その前にはなかった。

○藤井会長 これは、事務局。

○事務局 事務局から報告します。そうですね、現段階において、未来のこともさることながら、現段階において営農しておって農業機械もこなしていると、所有しているということで、現段階の現状を考えて第3条所有権は、未来的な話は置いておいて、現段階においては適正であるのかと判断しております。

○藤井会長 それはおかしいやろ。少なくとも二耕作はせんにやいけないという条件があるやろう。

○事務局 そうですね。2年二耕作のお話もありますが、諸事情によるといいますか、2年二耕作は一応、事務処理要領のほうでは原則ということで、現段階で判断という形にはなろうかとは思いますが。

○藤井会長 そういう感じじゃ、これ、圃場整備を進めるためにスムーズにいく案件ということならば、よしとしてもええように僕は思うんですけども、何か御意見があれば。

反対の御意見がある方あれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。御意見がないようですので、そういう事情ということ踏まえらえた上で採決したいと思います。

御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の大道地区担当の末廣です。

議案18号の3ページです。

場所が、———、所有者の———が高齢であって、———、———に譲渡をしたいということで、先日、10日の日に現地を見ようと思って行ったら、ちょうど———が隣の田を耕作、自分の田ですが耕作され、耕起されていらっしやったので話をお伺いしました。

———は、認定農業者です。———を耕作されております。———の今回の申請の田んぼは、その———が———から耕作されておるということで、このたび、もう耕作できんと、管理できんので譲渡したいと申し出られましたので、———も了承されました。

4ページの上にも書かれておりますように、畦畔をのけて大きい田にしたいと、田んぼが細長い

ウナギの寝床みたいな長いような田が2枚続けてあるんですが、その隣が——の田で畦畔をのけるといことで、今度は大きなトラクターでもつけるし、麦を作るといことでございました。

農機具なんかも、4ページ、ようけ持っておられます。17町も田を作られるんで、家族も皆応援されます。4名やられますので問題ないと思います。

また、——というのは——があるんですが、その中に——が住んでいらっやって、16日にお伺いしてお話をお伺いしました。——も高齢なんで、——といことで、——におられるようですが、——。話は、——でよう教わりました。どういいうきさつでどういうのをよく御存じだったんでお伺いをいたしました。

以上の観点から、大きな問題点ないと思います。皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成といことで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第18号の3は、第3条の規定による所有権移転の許可申請です。

現地を確認するとともに譲受人への聞き取りを4月17日に行いましたので、その内容について報告をいたします。

現地は、資料6ページの地図——ちょっと分かりにくいですが——にあるとおり、——、——があるんですが、——にあります。

譲受人の——によりますと、——になったんですが、今回の第3条により取得をしたいといことでした。

該当の土地は、もう10年ぐらい——で管理をされています。それから、農機具等も6ページにある程度の農機具を所有されています。

農機具をちょっと——管理するには少ないような気はするんですが、今までずっとそれで済んできたといことでしたので特段問題はないかなと思います。

それから、ここ、水がありませんので、そこもどうされるんですかとい話を聞きましたら、雨水をためる施設を造っているといことで、雨水を利用して水の管理をしていますといことでし

た。

ここをずっと私も気になるというか、注目していたところなんですが、周りは全部山です。山の中にぽつんときれいに管理されているところがあるので、パトロールするときも、周りは全部真っ赤という、ここだけが耕作されているという、そういう状況のところでしたんで、状況管理はされているんだなと思っております。

今後も、—————ですが、——が中心になって——で農作業をしていきたいということでした。

特にどこかへ出荷するとか、売るとかいうのは、今のところでは予定はないということなんですが、ミカンがお父さんの時代にミカン園じゃったらしいんですが、それが4本残ったんで、それを中心に果樹を植えたり野菜を作っていらっしゃいます。そういうのができたのは、御近所に配ったりということをされているようです。

それでは、農地法第3条2項各号の農地の権利移転の制限に関する事項について説明をいたします。

第1号の全部効率要件については、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見て農地全てを効率的に使用できるものと思われます。

それから、第2号農地所有適格法人以外の法人の規定及び3号の信託要件の規定については該当しておりません。

4号ですが、農作業従事要件ですが、農作業に必要な日数は従事することが見込まれると判断をいたしました。

それから、5号の下限要件は満たしています。

6号の転貸禁止要件ですが、自らが耕作されるということですので、該当しません。

7号の地域調和要件ですが、周辺に農業用の問題が全く、周りみんな山なんで、存在しないということで、特に農業に対しての支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しましたので、皆様方の審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 12番、石田です。

「調停」と書いてあるんですけど、どういったことなのか教えていただければと思います。

○2番 相続を裁判所で調停でされたということなんですが、この場合、通常は相続で出されたら済むんですが、事務局に問い合わせたら、御本人が第3条が御希望だということだったので、そういう方向で話を聞きました。

○藤井会長 いいですか。

○12番 はい。

○藤井会長 僕よう分からんのやけど、どういことですか。

○事務局 事務局が説明します。

家庭裁判所でいわゆる調停が出ます。通常であるならば、相続という形で、裁判所のとおりに肅々で行うんですけれども、例えば単独でもう先に早く所有権を移転したい。時間がかかるので先に相続を、所有権を移転したい場合は、今回のように第3条でちゃんと2反要件もあるし、営農機械とかを改めてやって第3条でやることも可能と。つまり、スピードが違うと。早く所有権移転をしたい。待つて、双方の同意があつていけば、最終的には相続で特に第3条を出す必要もない。それだけの違いではあります。

ただ、単独でやる場合でしたら、下限面積の要件であつたり、委員さんの聞き取りであつたりが発生するという形になります。

○藤井会長 この場合は、譲渡人は誰になつとるん、お亡くなりになつちよるんやろう。

○事務局 亡くなられた方ということですね。

○藤井会長 それでできるの。

○事務局 そうです。家庭裁判所の調停の状態であります。

○藤井会長 よろしいですか、皆さん。

ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。3番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。

全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、木原です。

議案第18号の4は、――が規模拡大するために、――の農地を購入する所有権移転の案件です。

4月13日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、――のほうで、――にあります。――は、今、地元にはおらず、隣接地を耕作している――に相談して今回の話が決まったということです。

――は、もともと地元の方で、申請地の近くに――があり、その倉庫に農機具などを保管してあります。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具に関しては、田植え機は借りとなっておりますが、このたび購入されていました。あとは資料のとおりです。

次に、農作業常時従事要件については、昨年も地元でかなり作付されていることから、実績があり、問題はないと思います。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 私のほうから少し、この――が、――、最近、大分面積増えておるんですけど、これは認定農業者じゃないですよ。

○5番 と思います。

○藤井会長 今後どうなんですか。この地域の担い手として動いていっていただける可能性がある方なんですか。

○5番 本人、結構、お父さんの方なんですけど、この申請人じゃなくて社長のほうが結構やる気があって、地域のために貢献したいということは言っておられたんで、やってくれると思います。

○藤井会長 認定農業者になっていただくということは、ちょっとまだ現段階では難しいと。

○5番 そうですね、と思います。

○藤井会長 この方はあれですよ、――、――やっているあの方と連携されている方ですよ。

○5番 そうなんですか。

○藤井会長 そうやろう。

○5番 ー。分かりました。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、議案第19号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は2ページ、資料は9ページからとなります。

議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は4件で、転用目的は、敷地拡張、太陽光発電、自己用住宅、建売住宅、それぞれ1件ずつです。

受付番号1は、敷地拡張です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号2は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積1.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号3は、自己用住宅です。農地区分は集団農地面積で0.8haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号4は、建売住宅です。農地区分は集団農地面積6.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

現在、開発許可の申請中です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 それでは、10番の—です。

5条の1について説明をいたします。資料は、9ページからです。

まず、9ページを見てもらったら分かるんですが、申請地と書いてあるんですが、下のほうにお家があって持ち主、名前が書いていないんですが、ここのところが——という進入路を購入されるところのお家です。

それでは、説明をいたします。

本案件は、畑なんですが、———という方の畑の一部を、隣の———という方が進入路、今は1mぐらいしかないです。そこを1mぐらい購入したいというふうなことで、第5条として購入するという議案です。

場所は、ここにありますように9ページの———というのがあるんですが、———があります。その付近です。現場調査は4月15日15時から事務局の方が4名、ちょっと4名来られたんで、私はびっくりしました。———来られました。それと、木原小委員長で行いました。

譲渡人は———なんですが、同じ日に調査が終わりまして、15時20分から農地の売却について確認をいたしました。譲受人のほうは、調査が来られる前に、実は、———なんですが、———がいらっしゃったんで———とちょっと話をしまして、実は、進入路がちょっと狭いので、あとからちょっとお話ししますが、明治ぐらいにできた古い家がありまして、これを解体するのにトラックが入らんにやいけんのじゃということで、どうしても進入路が欲しいということで、今回、

そこを購入するということになりました。

15日の同じ日の12時10分から————とも一応、図面とか契約書等について確認しまして、特に問題ありませんので、これについて了解しております。

それでは、現地のほうで小委員長と話もしましたし、一般基準とか立地基準とかあるんですが、図面でありますように、ここは、もう進入路が非常に狭いのでやむを得ないかなというふうに判断をいたしました。

ただ、ちょっと譲渡人と譲受人の方にはちょっと、余談ですがお話ししたんですけど、2mぐらいの道では2t車もハンドルが切れんような状態なんです、2m、2mで。どうでしょうかということでその辺の話も、余分なことですけど隅切りをするぐらいのスペースを、また話されたらいいんじゃないですかということは申し添えをいたしました。

したがって、13ページから図面がちょっとあるんですが、この図面の真ん中に四角い家があります。これは、古い家です。明治頃解体して、奥のほうに、——が住んでいらっしゃるんですが、この車線の黒いところ、これを購入することなんです、市道のほうから入って、ここをかくっと曲がるのに直角で曲がるんですが、非常に曲がりにくいというふうなものが、ことをちょっと心配されましたので、そこは一応話だけはしておきました。

特段、そういうことは私たちがどうこう言うことやないんですが、農地を転用するに当たっては問題ないんじゃないかというふうに思いまして、現場の調査に参りまして、現場の現地の農業委員としては、問題なしというふうに判断をいたしましたので、皆様方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件なんですけど、————農地、——と——がお持ちの農地、計3枚あるんですけど、これを——に譲り渡し、——が太陽光発電の設備を設置しようとするものです。

4月15日に事務局職員さんと一緒に現地を確認に行っております。譲渡人の——と——のお話を伺ったところ、——のほうについては、もう10年以上、暑くてできないということで、これまで知人に頼んで草刈ってもらったりしていたそうです。今後も誰も担い手も引き受けてくれる

人もいないし、将来的に困るなということで隣の――の草も地域の方が刈ってくださっていたみたいで、この前、「あんた、将来どうするんかね」ということでお話されて、一緒にもう手放しましょうという話になったそうです。

――のほうなんですけど、行政書士さんが間に入っておられて、行政書士さんのほうとお話しております。

周辺の農家さんの説明とか、あと、ここ水利組合がちょうどないみたいで、地域で水路の共同作業をしている部分もあるみたいなので、そちらのほうにはちゃんとお話ししてくださいということで、お話をしてもらっております。

――のほうが地元に住んでいらっしゃると思いますので、今後もそういうふうなトラブルとか起こりにくいのかなと思っております。

ただ、いろいろ農業委員としてそういうのを言ったときに、「法的根拠どこにあるんか」ということをちょっと言われたんで、それで、相手が大手の会社さんになればなるほど、「何を根拠にあんたがそんなこと言うんかね」みたいなことを言われることもあるみたいで、地元農業委員としては、やはり周辺農家へ悪影響を与えたりとか、農地の人のトラブルを防止したいという思いでなるべく、やはり事前にちゃんとそういう周辺との調和ということ取ってもらえんと、なかなか難しいんですよということをお話ししましたけど、いろいろと話す中で、若干、そういうちゃんとそういうのがあるのであれば、何か条例でも何でも明記するとかそういったほうがないと、やはり間に入る行政書士さんもちょっと言いにくいということはおっしゃられておりました。

地元委員としては、しこりというか仕方ないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。何かございませんか。どうぞ。

○6番 ここは、排水はどういうふうに流れるんですか。この太陽光ができるという事実を自治会のほうは御存じなんですか。

○12番 ちょうど現地確認に行ったときに、ここの地区の連合会長さんにお会いしまして、その前に許可した案件で大分いろいろ言われたんですけど、事務局と一緒にいらっしゃいますけど、周辺農家にしか説明ができておりません。地元の自治会長ということを僕も言ったんですけど、「そこまでせんにゃいけないのですか」というようなことをちょっとお話いただいたので、水はちょっと線が太くなっているところが、上側のありませんか、この水と書いてあるところです。左右両方に「不明」両方にあると思うんですけど、こんな感じになっております。

○6番 じゃあ、――のほうに流れるということですね。――のほうに水が流れていくね、だから、上に堤があるから、これ水利権がないというのはおかしいんじゃないけど。

○12番 水利権はあると思うんですけど、そういうふうな団体になっていないということで、普通は水利組合とかあるじゃないですか、そういうふうなものはないということで、ただ集まってみんなで水路掃除とかする集まりはあるので、その辺りは説明ちゃんとしてもらえれば。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

基本的に私どもは、もう皆さんに周辺農家、営農農家に説明、自治会を含めて説明するようにお願いを、今の段階ではしてもらっているところですけども、今、説明がありましたように、法的根拠はどこにあるかと言われますと、何もないもので、そこまでは強く言えないというのが現状です。

前から出ていますように、条例を制定しろということにもなろうかと思いますが、これは、条例もあくまでもそこまでの法的根拠は拘束力がないもので、今のところは手の打ちようがないようなのが、そうやって言われてしまうと、どうしようもできないような状況ですけども、当委員会としては今までどおりに、一応そういうことは別にして、周辺農家とのトラブルを避けるためにも説明を求めていくということでは対応していきたいというふうには思います。

何か御意見ございませんか。

○12番 補足で、例えば周辺の水利関係者とか周辺農家とかへの説明ができなかった場合、どういふことが起るんですかと聞かれたから、過去にもそういう報告がちゃんとなくて、来月にしてもらいましょうとか、そういったことはありましたよというふうに話したんですけど、それらのことは、そういう法的根拠もないのにそういうことをやったときに、相手が大手の会社であればあるほど、損害賠償であったりとかそういう話にもなる可能性もありますよねといって、いうのはおっしゃられていました。だから、かなり難しいなど。

○6番 だけど、これ水利権者の印鑑が要るんじゃないですか、堤があるから。これ、水利権者はおると思うんですけど。池の水利権者がおると思うんですよね、おられると思うんですが。

○12番 もとものの水利権者が、この団体はないけど、ここの所有者。譲渡人。

○6番 分かりました。

○藤井会長 今、どのくらい田んぼを耕作されていますか、これ、この周辺は。

○12番 されていないです。

○藤井会長 ですよ。

○12番 はい、今までも、ここ、——が——というところが草ぼうぼうになるよね。僕も言われて、行ったこともありますし、周辺からいつも草が立っていて苦情がよくある地域ではあります。また、誰も作られてないんで、文句言う方もいないのかなと想像します。

○藤井会長 この隣の——の田んぼがますます孤立しちょんじゃけど、これも一緒にやってくれとい

う話にはならなかったですか。

○12番 そこは聞いていないです。いずれそうになっていくんだろうなとは思いますが。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 なかなか、全面的に、これもう手を挙げて賛成とは言いにくいかもしれませんが、今の話ではそういうことということでございます。

御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

議案第19号の3について説明いたします。資料は21ページでございます。

場所は、次のページにあります。すぐ近くには——がございまして。さらに華城出張所から220mに位置しております。付近一帯は、住宅が密集する市街地並みの住宅地域となっております。

本件は、——が所有する農地及び——が生前贈与で取得して自己用住宅を建築するというものでございます。

現地調査は4月15日、木原委員及び事務局4名の方と行いました。周辺は調整区域とはいえ、住宅地となっております。——の話によりますと、白地の部分、これが——あるんですけれども、ここについては、今後畑として使いたいというお話でございました。

どうもちょっと変な形で残っておりますので、これは、何か生前贈与の関係で税金対策でこういう形になったんじゃないかというふうに推察しております。御本人からは、そんな話はございませんでした。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

農地の種別は、資料21ページにございますが、第3種農地です。防府市役所華城出張所から約220mということで、規則第43条第2項に該当する農地ということでございます。

転用に当たっては、特に問題はないものと考えます。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。御意見ございませんか。

この残った田んぼは、誰がどういう管理の予定なんですか。

○7番 ——の話によりますと、何か15年ぐらいまでは耕作をしておられたそうです。現在は、こ

の———という方は、———をやっておられて、どうも御本人の話によれば、———がトラクター等で、ここ以外にも田んぼを持っておられて、保全管理をしているということで、家のすぐそばになりますので、ここは畑として使うと、こういうお話をされております。

○藤井会長 分かりました。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 すみません、引き続き、お話をさせていただきます。

議案第19号の4につきましては、27ページでございます。

場所は、———のすぐそばになります。12月以後、1月にかけて下限面積を申請された———のすぐ近くにあります。付近一帯は、どんどん宅地造成されて、建売住宅等で家がどんどん建ってっております。

本件は、次のページで29ページにありますように、道路から———という方が2枚の田んぼを持っておられて、間に———という方がいらっしゃるわけですが、———がまだお若いんですけども、———、保全管理はちゃんとやっておられましたけども、そういうことで、とにかく売りたいということで———に話をされたら、———が売られるのであれば買ってもいいと、こういうような話があったようでございます。

———は、———に聞いたんですけども、去年までは、この田んぼが作っておったということで、自分としては手放したくないというようなことをおっしゃっていましたが、何せ———が自宅からそんなに離れていない方で、長年のお付き合いもあるんで、あの人がどうしても売りたいというのをうちが売らんということになると売れないということで、それなら、売りましょうと。ということで、本件申請に及ばれたようでございます。

ただ、先ほど申し上げたようなことで、今まで作っておられたわけで、一部、ちょうど———になります。これは、残していきたいということで田んぼではなく畑として耕作したいということをおっしゃっておられます。

将来、また、この次のページをちょっと31ページになりますが、図面でいきますと左側が構内道路になりますので、その道路に面したところの一角の———を残すということで、将来的にはここに———施設として建物を建てるということも考えてみたいというようなことをおっしゃっておられました。

一応、今の31ページの図面で行きますと、今の——が残される敷地のすぐ上の部分です。ここにちょっと横線が入っておりますけどもこれは、水路として残していくということでございます。

29ページにちょっと戻っていただくと、この図面の下の部分です。1004と1003、この田んぼについては、——が借りて作っておられるという話でございました。

したがって、その田んぼを作っていくのに、水が要るということで用排水路として、その一部を残していくというようなことで話がついておるようでございます。

一応、以上のことで農地法の許可基準について説明しますと、種別は、27ページにありますように、第2種農地となっております。いずれの法令にも該当しない農地ということで、許可基準を満たしております。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

——は、この近辺でもあちこち建売住宅等をやっておられる業者でございますので、特に問題はなかと判断いたします。

皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 12番の石田です。

——は売りたいのに、何か近所の関係で売らざるを得ないような状況になっているみたいで、何かちょっとかわいそうだなと。せつかくやろうとって、ようやっておると思うんですけど、こういう場合、何か交換するとか「不明」交換するとか、そういうのはできないものなんですか。もしも、お互いがよければということなんです。

○事務局 事務局から報告します。

通常のやはり第3条という形にちょっと交換というのは、すみません、私の知識ではないです。こういったところで交換というのは、ちょっと聞いたことがないです。多分できないのかなと。

○12番 分かりました。

○7番 ちょっと補足しますと、——は、この田んぼ以外にもまだ作っておられる田んぼがあるそうです。だから、作っている面積が減るということで最後は納得されたようですけども、まだ——、——、まだまだやる気十分の方であって、話を聞いておると石田委員おっしゃるとおりで、何か方法ないかなという気もせんでもなかったんですけども、話をしているうちに、やはり——との関係もあるんで、ここはもう諦めておりますというような話をされております。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で4番、可決承認いたします。

続きまして、議案第20号、議案第21号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の4ページから6ページに内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第20号につきましては、令和3年4月26日公告予定の利用権設定の申請が14件出ております。内容としましては、使用貸借権設定が4件、賃貸借権設定が10件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書7ページから8ページを御覧ください。

内容としましては、前号の議案20号の6番から14番について公社から貸付けを行うものとなります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。なお、私関連のが1例ありますけれども、退席はしないでそのまま進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは審議に入ります。何か御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○4番 4番、山縣です。

1番の、議案20号の1番の——、これだけの農地を今まで耕作されていたんですか。

○藤井会長 はい。

○4番 それとも別の方が作っておられた。

○藤井会長 いえいえ、この方が耕作されておったんですけれども、高齢ということで全部私に作ってくれ、1町だけ、あと2反ばかり残るんですけれども、それは、御自分で家庭菜園をやりたいから、それ以外は私にやってくれということで、今回、新たに契約させていただきました。

○4番 ——までできていたんですね、この方。

○藤井会長 ですね。

○4番 分かりました。どうも。

○藤井会長 まだ息子さんも——ぐらいですから、——、その年代の方が一所懸命やってくれば、まだ農家としては十分続けて行かれるんですけれども、周り見ましても60歳の会

社員、かなり人数はおられるんですけども、残念ながら農業を継いでくれる人は私の周りでもいないです。そういう状況です。

ほかに何か御意見ございませんか。

今、歳のことが出ましたけど、—————頑張られた方がおられましたよね、—————。

何か御意見ございませんか。お尋ねでも質問でも何でもいいですけど。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第20号、21号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、20号、21号、可決承認いたします。

続きまして、報告事項が22号から28号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いします。どうぞ。

○16番 16番の原田です。

ちょっと参考程度なんですけれども、11ページ合意解約ですけども、番号の1と2です。—————、—————、これなんですけれども、実は今まで農林振興公社を通じて借りていた農地なんですけど、今回、合意解約をいたしました。

面積が—————です、登記上、実質耕作可能面積はこれよりもうちょっと少なくなります。これが、補助整備されていない農地で、私が農事組合法人に入る以前に既に契約をされていた農地で、しかも、変形のL型で石垣です、全部周りが。非常に耕作しづらいということで、私が引き継いでは、もう保全管理のみということで、10a、5,000円払って、10aで5,000円ですから5,000円じゃないんですけども、5,000円払って何も作らないで保全管理なんて経費かけて収入ゼロというんで、余りにも経営的に厳しいということで、今回、——と話をして、今回、合意解約をいたしました。

実は、—————、—————をやられていた。そんな関係で契約をしたということで、水路も非常に変則的な水路で、自然の水を使っていたような感じです。ということで、今後、合意解約をして、じゃあ、誰が管理するのかと。

この—————というの
は
、—————、—————。
—————、そちらにもう—————ということで、こ

の————と。————ということで、——のほうにほとんど来ないという状態で、結果的には、今までは契約をしていたんで保全管理をやっていたんですけども、今回、合意解約をして賃料を払わない代わりに保全管理料を頂くということで、今までのつながりもあるんで、あまり高い金額で保全管理やるというのも悪いんで————、————といったら、せいぜい草刈りを4回程度、田んぼの中、草が生えん程度に耕運機を年3回程度ぐらいの管理をしてあげて、保全をしてあげようかなというふうに思っています。

周りに住む家があったりして、あまり草ぼうぼうにするわけにもいかないということで、今後、特に私のいる——辺りの地域では、こういう非常に不整形で圃場整備のされていない農地の管理をどうするか。

法人があるから法人に預ければいいというふうに思われておる方もいらっしゃるんですけども、実際問題、あまりにも不整形な田んぼで、効率が非常に悪いと。まして、私どもも機械がどんどん大型化していますし、僅か——の面積だと、大型機械だと非常に効率悪いです、逆にです。というようなことで、今後、こういった農地が増えてくるんじゃないかなと。その保全管理を請け負うのも結構大変と。

近所にそういう保全管理だけやってあげようという人がいればいいんですけども、それもないということで、今、農業委員としていろいろ農地のあっせんで受けているところもあるんですけども、なかなか

か
、————
————。

仕方なく、法人で受けるわけにもいない。——で保全管理する人もいない。まして借りて作ろうという人もいないと。こういう農地が結果的に耕作放棄地となってどんどん増えていくんじゃないかなということです。

もう一点言うと、圃場整備されていない農地じゃなくて圃場整備はしてある農地で10a未満の田が結構あるんです。私のうちに。ここで言う——とか、俗に言う7畝、8畝程度の圃場が、これ、もう今、仕方なくといったらあれですけども、非常に効率が悪いんですけども作っています、賃料を払っていますので。

ですから、今後、その辺を考えていかないと全てこういう圃場整備して、法人があるからということで賄えるものじゃないなという気がしましたので、今回ちょっと、この——のケースがこういう形で合意解約をさせてもらったんですけども、今、ほかにも3件ぐらいこれに近い状態の田んぼを抱えています。

相手が地元に住んでいない、——に住んでいるとかいうのは、なかなか電話で説明がしづらいので、何かの機会に話をしなきゃいかんというふうに思っていますけども、ちょっと参考までに、こんな状況であるということだけお話しさせていただきました。

以上です。

○藤井会長　今の件は、どこにでもあるような話だろうと思うんですけど、何か、この件に関して御意見があれば、この際ですからお聞きしたいと思いますが。

○16番　すみません。ついでに、もう一つありました。

参考に、5ページをちょっと見ていただいて、5ページの番号で言うと5番、利用権の設置を受ける者、——、利用権を設定する者、——とあります。土地が——、現況地目が——です。これも10a、足りません。

この農地は、圃場整備されている土地なんです。昨年、この——から私の方の法人に、これ作ってくれと言われたんですが、私も断りました。これも、不整形、極端な不整形の田んぼです。ひょうたんみたいな感じということで、1年間ほったらかしに置いて、——も——で、もう腰曲がって動けないんですが、——が草刈りやって、仕方なく保全管理をやっていたんですが、たまたま1年後、今年です、この——が作るということで、——には一応お礼を言ったんですが、この方は、——で一部法人に預けている田もあるんですが、半分以上は自分で作っています。自然農法ということで、一切化学肥料を使わないということで農薬を使わない、除草剤も使わないと、自然農法でやっているということです。

ですから、田植えの後、草取りを昔ながらのこういう押す除草機があります。あれを使って除草されているような感じで、その方がこの田んぼを借りて作るということで、こういう方がたくさんおればいいんですけども、あまりおられないんで、これも一応参考までに補足説明でお話しさせていただきました。

○藤井会長　何か御意見ありませんか。どうぞ。

○12番　ありがとうございます。整備してあるような地域でもやはりそういう問題が徐々にあるんだ、起こってきているんだなど。結局、全部、今、責任というか所有者にあつて、もうどうしようもないですね。

本来であれば、やはり集落営農法人とか、昔はよう言いよったのが特定農業生産法人とか言って、そのエリア内のそういう耕作とかは引き受けますよとか、そういうふうなものもよう聞かれよったんですけど、最近そういった法人のほうも何か農水省のほうに利益、利益というふうなことばかり言って、そういうふうな地域を守るということを、地域全体をどうやって守っていくかということが関心がかかなり薄れてきているんだろうなと思うところなんですけど。

やはり、そうやって当然どの事業も非効率な引き受けた時点で赤字になるようなのが分かっている

て地域のためにしようがないなど、私なんかもそういうのがいっぱいあるんですけど、結局、やはりそこというのは財政的な支援とかをやはり国なり何なりがちゃんとしないと、もう守れるわけがないよなと思うところなんですけど、悩ましいなというところで。

問題であれば、もう全部公有地にしてしまうのが本来あるべき姿なんじゃないかなと、需要と供給のバランスが完全に崩れていますので、作りたい人がいない状態なので、そこそこ、こうやって敗戦後に家督制度、一家の一人が引き継ぐ、長男が引き継いでいたのを、もう平等に相続するようになって、どんどん小規模化、農地が細分化されて、そういう歴史もあるわけなんですけど、どんどんこのままの制度のままいくと、さらに細分化されますので、やっとな登記とかが義務化されるみたいですけど、もう当然、相続されるたびに細分化されて本当らちが明かなくなんなら、もう制度自体が限界を迎えているんだらうなというのは個人的に感じておりますけども。解決策じゃなくてごめんなさい。

○藤井会長 何か御意見ございますか。

これ、圃場整備しても、そういう田が残るということは、圃場整備の段階でどうにもくつつけることができなかった田ということですか。

○16番 ちょっと切畑の場合は特殊な事情があつて、横曽根川という川があるんです。圃場整備のときに、私も聞いた話ですけども、一番問題になったのが、この川の扱いということで、一応、佐波川の主流という扱いで1級河川になっているんです。かなり上流までが県の管轄の河川になっていまして、奥行きがないというか、要は長さがない川なんで、当時、圃場整備のときに川をもうかなり真っすぐしてくれというような地元からの意見もあったようなんですが、堤がないために直線にするとかえって危ないと、水流が、雨降ったときに。ということで、結果的には上流の一番北側の非常に細い部分だけがあるというのは、直線でも直角に曲がっているような形に変えられて、あとはほとんど昔のいわゆる蛇行している川のままだんです。その関係で、かなり苦労している。

圃場整備やっていろいろ換地だとかいろいろやったんですけども、結果的にどうしてもそういう、要は川沿いの田んぼです。これがみんな変形の田んぼなんです。

特に途中からかなり曲がりくねっているんです。だから、それは大分意見があつたようです、当時。こんなに川沿いだと土手の面積広いです。そうすると草刈りの面積が物すごく広がってしまふということで、不公平さが出ると。川のそばの人とそうじゃない人が、というようなことで、結局、最終的に監視員であるとか、そういう世話役の人がそういう条件の悪い圃場を結果的に引き受けざるを得なくなったとかです。

それから、あと地権者で、いやいや、「俺んちの田んぼは土動かしちゃいかん」とか何とかというんなことを言う人がいっぱいいて、そういうどうしても調整のつかない10a未満の田んぼが、私が数えるだけでも20ぐらいはあるんじゃないですか。圃場整備しても結果的に10a行っていない

いというのが。

それは、そういう一つは川があるということと、それから、山沿いで中山間地域に近い地域でどうしても、そうならざるを得ないという問題です。

○藤井会長 私ばかり聞いて申し訳ないけど、奈美でもそういう感じでから、今、圃場整備進めておるんですけど、そんな小さな田んぼが残るケースがありますか。

○16番 今、奈美のほうで昨日もちょっと工事の説明会があったようですが、私の方は、もうその中には、内容には入っていませんで、ただ、いろんな意見をお聞きする中で、家庭菜園的に野菜を作られる方は、ちょっとその一角に集めるとかいろんな、大づくりと小づくりの方もいますから、やれ農業機械とかどの程度持たれているのかとかいろいろ倉庫とか乾燥機の場所、それから、いろいろな問題が出ていますが、私は直接中に入っていないので。

今のここで申し上げている、先ほどの第3条のあったんですけど、ある方のどうしても換地、自分の換地はここでないと印鑑押せないという、最後、そういう方も出られて、もうこれから。いや、それは、私は、換地委員会のある方とちょっと概略的にちょっとは聞いたことあるんですけど、その換地でも自分が決めるんだから遠慮して、二人近くの方があつたら自分は遠慮して、ちょっと遠く離れたところを換地でもらって、指名は、指定はするんですけど、中は法人経営になるようなことなんですけど、詳しくは中身に入っていないのでいろいろな、農林水産省のホームページでもメリットとデメリットが書いてあるんです。

メリットは、もちろん皆さん御存じでしょうが、4、5反町の長方形とか書いてありますが、デメリットもやはりあるんです。いろいろなことが何か書いてありました。最初は、小さいことが説明されないから、進行するうちに法人とか法人に入らんよとかいろいろな問題が出て、なかなかいろいろあるようです。詳しくは、私は全然入っていないので分かりません。

○藤井会長 ほかに何か御意見ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議を終えたいというふうに思います。

午後3時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年 ４月１９日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員